

外弁法改正の経過

昭和 61 年 5 月 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法

(外弁法) 成立(昭和 62 年 4 月施行)

平成元年 米国・EC 等が、外弁法について規制緩和要請

- ① 共同事業の許容,
- ② 雇用禁止の撤廃,
- ③ 職務経験要件の撤廃ないし緩和(日本における労務提供期間の算入の許容)
- ④ 事務所名称への所属ローファーム名称使用の許容,
- ⑤ 国際仲裁手続における代理の自由化

平成 4 年 9 月 外国弁護士問題研究会(第 1 次外弁研/竹下守夫座長) 設置

法務省・日弁連で、外国弁護士受入制度の調査・研究を目的

平成 5 年 9 月 第 1 次外弁研が外弁法改正について提言

- ① 一定の共同事業の許容,
- ② 外国法事務弁護士単独による弁護士の雇用の禁止は維持しつつ、弁護士と外国法事務弁護士との共同事務所における弁護士の雇用の許容,
- ③ 職務経験要件の緩和(日本における労務提供期間の算入),
- ④ 事務所名称への所属ローファームの名称使用の許容等

平成 6 年 6 月 外弁法一部改正(平成 7 年 1 月施行)

- ① 相互主義の緩和
(WTO 協定加盟国の弁護士に対しては相互主義を適用しない)
- ② 弁護士と外国法事務弁護士との特定共同事業の許容
- ③ 職務経験要件の緩和
(5 年の要件のうち本邦における労務提供の期間を 2 年まで算入可)
- ④ 所属ローファーム名称使用の許容 等

平成 7 年 3 月 このころまでに、米国・EU 等が外弁法について規制緩和要請

- ① 共同事業、雇用に係る制限の廃止,

- ②職務経験要件の緩和ないし廃止,
- ③第三国法取扱禁止の撤廃,
- ④国際仲裁手続における代理の自由化等

12月 行政改革委員会意見書提出

雇用禁止の撤廃, 職務経験要件及び第三国法取扱禁止について再検討

平成8年3月 規制緩和推進計画改定(閣議決定)

雇用, 職務経験要件及び第三国法の取扱いについて, 平成8年度中に見直しについての検討に着手すること等

平成8年6月 外弁法一部改正(同年9月施行)

○国際仲裁手続における代理の自由化

12月 外国弁護士問題研究会(第2次外弁研/小島武司座長)設置

平成9年3月 規制緩和推進計画再改定(閣議決定)

雇用, 職務経験要件及び第三国法の取扱いについて, 平成9年度中に見直しについての検討の結論を得, これを踏まえ, 同年度中に所要の法改正措置

10月 市場開放問題苦情処理体制(OTO)への弁護士及び外国法事務弁護士共に専門化法人が必要であることの提起

10月 第2次外弁研が外弁法改正について提言

- ①特定共同事業の目的の制限の緩和
(渉外的要素を有する法律事務については, 訴訟事務等に至るまで提供する ことを許容),
 - ②職務経験要件の緩和(職務経験年数について5年から3年への短縮等),
 - ③第三国法取扱いの許容(有資格者等による助言を条件)

平成10年5月 外弁法一部改正(同年8月施行)

○第2次外弁研の提言を踏まえて改正

平成11年12月 規制改革委員会第2次見解提出

外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止規定の廃止、特定共同事業の目的に関する規制を見直すなど所要の措置を検討すべきである。

平成 12 年 3 月 規制緩和推進 3 年計画再改定（閣議決定）

特定共同事業の目的に関する規制を見直すなど所要の措置を検討する。

平成 13 年 3 月 規制改革推進 3 年計画（閣議決定）

特定共同事業の目的に関する規制を見直すなど所要の措置を検討する（平成 13 年度検討、同 14 年度結論、同 15 年度措置）。

平成 15 年 7 月 外弁法一部改正

（「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律」、平成 16 年 4 月一部施行、同 17 年 4 月完全施行）

- ①外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止規定の削除等、
- ②弁護士を雇用する外国法事務弁護士が権限逸脱行為を行うことの防止措置、
- ③弁護士等と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士が権限逸脱行為を行うことの防止措置、
 - ④外国法事務弁護士による弁護士の雇用等に係る届出、
 - ⑤外国法共同事業の表示
 - ⑥一定の要件を満たす外国法共同事業を営む事業所の名称についての特例、
 - ⑦その他所要の改正

現 在 外国法事務弁護士制度についての規制緩和要請

◎ 日米規制改革イニシアチブ 6 年目（平成 18 年から 19 年）の対話・対日要望

- ①専門職法人及び支所設置の容認
 - ②外国法事務弁護士に対する最低資格基準の見直し
 - ③弁護士に対するインターナショナル・リーガル・パートナーシップとの自由な提携の容認
 - ④仲裁及び裁判外紛争解決手続きの推進

※ 日本側からの正式回答

上記①について、平成 19 年 6 月 6 日付け日米両首脳への第 6 回報告書で、「外国法事務弁護士の専門職法人の設立に関し、外国法事務弁

護士代表者からの要望を受け次第、外国法事務弁護士が弁護士専門職法人と同じ根拠に基づき、また、同じ利益を享受できる専門職法人を組織することを容認する関係法令の改正に向けた措置をとることを視野に入れて日弁連と協議を行う。」と回答した。

また、平成20年4月1、2日に行われた分野横断別作業部会で、「外国法事務弁護士の専門職法人設立の容認については、既に日本弁護士会と協議を開始し、同連合会との間で、関係法令の改正に関する事項を検討テーマのひとつとする『外国弁護士制度研究会』を新たに開催することで調整を進めており、現在設置要綱の細部について検討しているところである。」と回答している。

○ 外国法事務弁護士等からの要望

上記①について、平成19年10月5日付けで、
在日米国商工会議所法律サービス委員会共同議長、
外国法事務弁護士の任意団体である外国法事務弁護士協会コーディネーター、
渥美法律事務所渥美弁護士
から別途、書簡で要望が寄せられている。

また、平成19年10月30日、在日米国商工会議所会頭等が大臣を往訪した際、外国法事務弁護士関係では、「法人化によらない支店の設置」に関する要望があった。

○ EU代表部からの照会

平成19年9月、在日EU代表部一等書記官が来訪し、「弁護士事務所の法人化については認められているが、外国法事務弁護士には認められていないことの確認及び法人化することと法人化しないことの違いに関する照会」があった。

◎ 規制改革推進のための3か年計画

平成20年3月25日閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画(改定)」で、「今後増加すると見込まれる国際的な法的需要に適切に対応する観点から、外国法事務弁護士(外弁)事務所についても日本弁護士と同様の位置付けで法人化を認めるべきであるとの指摘があることを踏まえ、今後の我が国における国際的な法的需要の動向や外弁の登録数、外弁と日本弁護士(法人を含む)との外国法共同事業の実態等も考慮しつつ、外弁事務所の法人化について検討を行い、結論を得る。」とされている。